## 東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成24年度 不適合管理委員会報告情報(平成24年7月13日(金)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年7月13日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 その他:
 2 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1		タービン建屋復水ポンプ室内床漏えい検出器において、動作不良(警報発生の液位に達していないのに動作)が認められたため、当該検出器を点検・修理。	GⅢ	
2		高電導度廃液系受タンク(A)のドレンラインにおいて、詰まりが認められたため、当該ドレンラインを点検・ 清掃。	GⅢ	